

# 平成 24 年度第 1 回 八戸市虐待等防止対策会議

日時：平成 24 年 4 月 25 日（水） 14：00

会場：市庁別館 2 階 会議室 C

## 次 第

- 1 開会
- 2 議題
  - 案件 1：八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画について ... 資料 1
  - 案件 2：平成 24 年度の予定について ... 資料 2
- 3 その他
- 4 閉会

## 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成 24 年 月  
八 戸 市

# 目 次

1 計画策定にあたって	P2
(1) 策定の背景	
(2) 策定の趣旨	
(3) 計画の期間	
(4) 進行管理	
2 施策の体系	
(1) 施策の体系図	P3
(2) 基本目標	P4
(3) 重点目標	P5 ~ P12
(4) 関係課および関連事務事業一覧	P13 ~ P17
3 資料編	
・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	
・八戸市虐待等防止対策会議の組織及び運営に関する要綱	
・八戸市DV被害者支援庁内連絡会議設置要綱	

# 1 計画策定にあたって

## (1)策定の背景

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

その被害者は多くの場合女性であり、生活面や経済面において弱い立場におかれていることが少なくありません。そのため配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。

このような状況を改善するため、配偶者からの暴力を防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「DV防止法」という。))が制定され、保護命令の制度や配偶者暴力相談支援センター(以下「DVセンター」という。))による、一時保護などの業務が開始されました。

平成16年には、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。))の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。))の策定などが盛り込まれました。

平成19年には、市町村基本計画の策定とDVセンターの業務の実施が市町村の努力義務となりました。

市町村基本計画における留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」及び「既存の福祉施策等の十分な活用」「市町村基本計画とDVセンターとの関係」「地域の状況に応じた市町村基本計画の策定」をあげています。

## (2)策定の趣旨

この計画は、DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」であり、DV被害者とその子の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に策定したものです。

## (3)計画の期間

この計画の期間は、平成29年3月までとします。

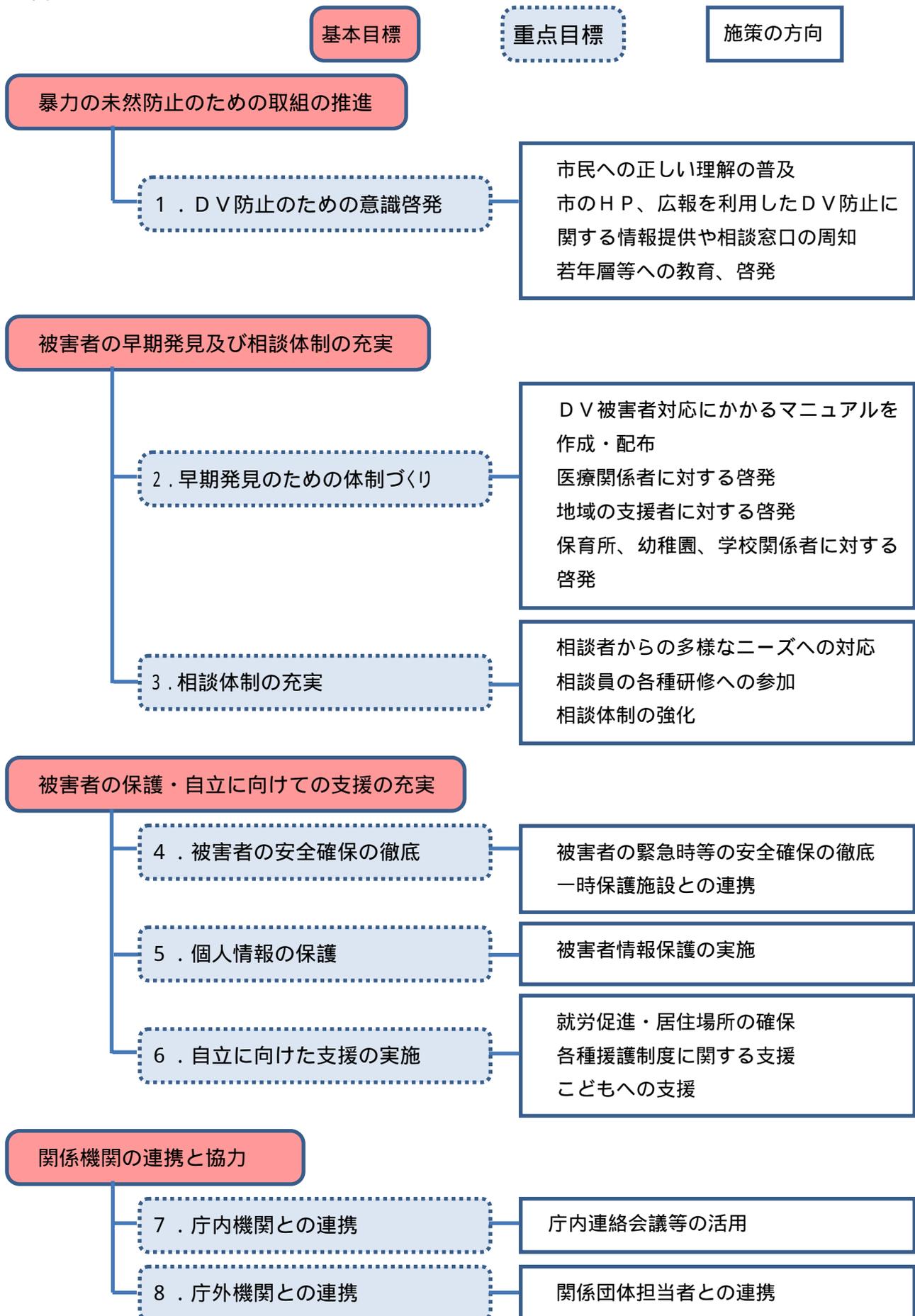
計画期間中に法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合は、必要に応じ見直します。

## (4)進行管理

計画に掲げた重点目標の具体的施策について、毎年、施策ごとに担当各課の実施状況をまとめ、「八戸市DV被害者支援庁内連絡会議」等で現状と課題等の検証を加え、「八戸市虐待等防止対策会議」において報告します。

## 2 施策の体系

### (1) 施策の体系図



## (2)基本目標

### 基本目標 暴力の未然防止のための取組の推進

DVを防止するためには、DV行為に関する市民の認識を高めていくことが必要です。また、デートDVを防止するためにも、学校において男女平等教育等の中でDV防止につながる教育を進めていく必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

#### 重点目標1 DV防止のための意識啓発

### 基本目標 被害者の早期発見及び相談体制の充実

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすいという特性があります。そのため、被害者を早期に発見し、必要な情報提供等がなされることが、被害の深刻化を防ぐ上でも重要です。

また、複雑かつ多岐にわたる相談に対して適切な支援を行うには、関係課の連携や相談員の資質向上の必要性が高まっています。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

#### 重点目標2 早期発見のための体制づくり

#### 重点目標3 相談体制の充実

### 基本目標 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

被害者やその同伴者の安全を確保することは、被害者の支援を行ううえで非常に重要です。一時保護が安全かつ確実に実施できるような支援を行うとともに、個人情報の厳重な管理が必要です。

また、被害者の自立に向けては、居住場所の確保や経済面での支援、精神面での支援、同伴者への支援など、被害者の立場に立って切れ目なく多角的に行う必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

#### 重点目標4 被害者の安全確保の徹底

#### 重点目標5 個人情報の保護

#### 重点目標6 自立に向けた支援の実施

### 基本目標 関係機関の連携と協力

DV防止の周知、被害者の発見、被害者の自立支援など、あらゆる場面で関係機関と連携・協力してDV施策に取り組むことが有効かつ重要です。より広範な機関や団体との連携・協力を構築するとともに、これまでの連携・協力体制を強化する必要があります。こうしたことから、次の重点目標を掲げます。

#### 重点目標7 庁内機関との連携

#### 重点目標8 庁外機関との連携

### (3)重点目標

#### 重点目標1 DV防止のための意識啓発

##### 【現状と課題】

- ・市では、市民一人一人がDVに関する正しい知識を深め、DVを根絶する社会的気運を高めるため、広報はちのへやホームページ等により啓発を行っています。
- ・DVは単に家庭内の問題、夫婦間の問題として見過ごされたり、身体に対する暴力のみならず、精神的、性的、経済的暴力も含まれるということが知られていなかったりと、十分な理解が得られていない状況にあります。
- ・DVを受けながら、DVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、今後はDVに対する正しい理解が得られるよう、更なる啓発を行っていく必要があります。
- ・最近では、若い世代の恋人の間における暴力が新聞やテレビで報道されるなど、恋人の間においても配偶者の間と同様の暴力があることが問題となっています。これは一般的に、「デートDV」と呼ばれていますが、結婚後も暴力が継続し、深刻化するおそれがあります。このため、若い世代に対し、配偶者暴力に関する正しい知識を学び、男女の人権を尊重し、理解を深めるための教育を行うことが必要です。

##### 【施策の方向】

- 市民への正しい理解の普及
  - ・DVに関する正しい理解と認識を図るため、啓発用リーフレットを配布する。  
**〔こども家庭課〕**
  - ・「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～11月25日)期間中は集中的な啓発をする。  
**〔こども家庭課〕**
  - 市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知
  - ・広報誌、ホームページ等を活用し、広く市民に対して普及啓発を実施する。  
**〔こども家庭課〕**
  - ・DV相談窓口を記載したカード等を市内公共施設に設置する。  
**〔こども家庭課〕**
- 若年層等への教育、啓発
  - ・学校において、人権や男女平等についての教育・啓発をする。**〔教育指導課〕**

## 重点目標2 早期発見のための体制づくり

### 【現状と課題】

- ・DVは家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者も加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらいがちです。
- ・子どもにとっては、精神不安定により養育に好ましくない影響を及ぼすこともあります。
- ・DV被害の早期発見と早期対応のために、関係機関・団体の緊密な連携が必要です。

### 【施策の方向】

- DV被害者対応にかかるマニュアルを作成・配布
- ・被害者が安心して情報提供と支援が受けられるようマニュアルを作成し、関係課との連携を図る。 (こども家庭課)
- 医療関係者に対する啓発
- ・DVの通報努力義務について医療関係者への周知を図る。 (こども家庭課)
- 地域の支援者に対する啓発
- ・民生委員児童委員等の福祉関係者と連携を図る。 (こども家庭課)
- 保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発
- ・被害者と子どもの安全に配慮した対応促進のために、関係機関・団体との連携を図る。 (こども家庭課)
- ・子どもの生活不安を早期に発見できるよう学校での体制の構築を図る。 (教育指導課)

### 重点目標3 相談体制の充実

#### 【現状と課題】

- ・市では、家庭(児童)女性等相談室において、DV問題を含む、女性が抱える様々な問題や悩みについて女性相談員による電話、面接相談を行っています。また、市ホームページにおいて24時間相談を受け付けています。相談件数は年々増加傾向にあり、内容も複雑化しており、相談員の専門的知識が必要となってきました。
- ・DV被害の影響は、外傷等の身体的影響だけではありません。繰り返される暴力の中で、加害者による心理的コントロールや追跡の恐怖、将来への不安等のために元の(夫等の)家に戻ることもあります。このような特性を認識し、安全に配慮しながら支援をする必要があります。
- ・窓口対応者のDV被害者に対する理解の不足から、被害者がさらに精神的被害を受ける二次的被害が発生することがあります。また、相談窓口が変わるたびにDV被害者が同じ内容を何度も説明することは、DV被害者の心理的負担の増加につながります。被害者と接する場合は、被害者がDVによって心身ともに傷ついていることに十分留意して対応しなければなりません。

#### 【施策の方向】

相談者からの多様なニーズへの対応

- ・高齢者、障がい者または外国人の相談、支援のため関係機関と連携を図り、支援体制を検討する。 (こども家庭課・高齢福祉課・障がい福祉課)
- ・被害者が速やかに安心して支援が受けられるよう、相談窓口は関係課との連携を図り、二次的被害を防ぐ。

(こども家庭課・市民課・健康増進課・国保年金課・学校教育課)

相談員の各種研修への参加

- ・被害者への正しい理解と、適切な助言を行うため、専門研修を受講し、相談員等の資質の向上を図る。 (こども家庭課)

相談体制の強化

- ・パソコン、携帯電話等からメールによる休日、夜間の相談に対応する。

(こども家庭課)

## 重点目標4 被害者の安全確保の徹底

### 【現状と課題】

- ・DV被害者は、命の危険を感じるほどの暴力を受ける場合もあり、着の身着のまま、家を飛び出し、助けを求めてくることがあります。その際、被害者を連れ戻そうとする加害者も少なくありません。
- ・このような場合、警察に保護してもらうことが最善の方法ですが、市の窓口で相談があった場合、県による一時保護が行われるまでの間、警察と連携し、安全な避難場所を確保する保護体制の充実が必要です。
- ・DV被害者の安全確保を最優先とし、一時保護施設まで同行支援を行うなど、状況に応じた継続的な支援が必要です。

### 【施策の方向】

#### 被害者の緊急時等の安全確保の徹底

- ・DV被害者が保護を求めた時点から一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。**〔子ども家庭課・高齢福祉課〕**
- ・警察等他機関との支援体制を強化する。**〔子ども家庭課〕**
  - 一時保護施設との連携
- ・一時保護が安全かつ確実に行われるよう県との連携を強化する。**〔子ども家庭課〕**
- ・子どもへの暴力がある場合は、児童相談所と連携して支援する。**〔子ども家庭課〕**

## 重点目標5 個人情報の保護

### 【現状と課題】

- ・加害者がDV被害者等の居場所を探すことも考えられるため、市ではDV被害者等からの申出に基づき、当事者及び同伴家族の住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写しの交付制限を行うことで、被害者の現住所に係る個人情報の保護を図るとともに、関係課に対し、DV被害者等である旨の情報提供を行っています。
- ・被害者のこどもの就学に際し、転校先の学校や教育委員会では、被害者保護の観点から、情報提供の制限等の対応をしています。
- ・関係職員は、被害者の現住所に係る個人情報に細心の注意を払い、適切に取り扱う必要があります。

### 【施策の方向】

#### 被害者情報保護の実施

- ・加害者からの被害者に係る閲覧申出・請求等に対する制限を徹底する。  
**〔市民課〕**
- ・デートDVや親子間での暴力等、配偶者以外からの暴力被害については、住民基本台帳事務における支援措置の取扱いに準じた市独自の取扱いにより、被害者の個人情報の保護を行う。  
**〔市民課〕**
- ・被害者情報の共有と関係機関による居場所を含む被害者の情報管理を徹底する。  
**〔生活福祉課・市民課・国保年金課〕**
- ・他市町村等への連絡にあたっては、個人情報の管理を徹底する。  
**〔こども家庭課〕**

## 重点目標6 自立に向けた支援の実施

### 【現状と課題】

- ・DV被害者が加害者から逃れ自立して生活しようとする場合、生活費・安全な居住場所の確保や離婚、こどもの養育、就業など様々な問題に直面しています。DV被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、心理的な安定、回復を目指し、居住場所の確保をはじめ生活基盤を整える等個々の状況に応じた支援が必要です。
- ・自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、弾力的運用が必要です。
- ・高齢者、障がい者に対しても、保護や自立支援が受けにくいことにならないよう、関係部署・機関等との連携を取りながら支援を進めていくことが必要です。
- ・子ども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保されるよう配慮が必要です。また、DVは子どもに直接向けられた行為ではありませんが、その行為を子どもが直接目撃している場合は、子ども自身が心理的被害を受けていることがあります。そのため心理的なケアを行う配慮が必要です。

### 【施策の方向】

#### 就労促進・居住場所の確保

- ・相談窓口においては、自立支援に関わる情報提供をする。 (こども家庭課)
- ・市営住宅一定期間の目的外使用を実施し、新規入居時における優先的な扱いについて検討をする。 (建築住宅課)
- ・被害者の状況に応じ、母子生活支援施設への入所を実施する。 (こども家庭課)

#### 各種援護制度に関する支援

- ・生活保護をはじめ、被害者への適切な生活支援策を活用する。 (こども家庭課・生活福祉課)
- ・申出に基づき、住民基本台帳事務における支援措置を実施する。 (市民課)

#### こどもへの支援

- ・保育所への入所を優先的に実施する。 (こども家庭課)
- ・学校、幼稚園の転校にあたっての配慮、就学援助等適切な対応と支援をする。 (学校教育課)
- ・転校後の学校内での安全を確保する。 (学校教育課)
- ・スクールカウンセラーや心の教室相談員等によるカウンセリングを行い、こどもの心理的安定を図る。 (教育指導課)

## 重点目標7 庁内機関との連携

### 【現状と課題】

- ・被害者は様々な問題を抱えていることから、被害者の発見・相談・保護・自立支援等のそれぞれの段階で関係機関が連携・協力して、切れ目のない多様な支援を被害者の立場に立って行う必要があります。
- ・市では、DV被害者支援庁内連絡会議を開催し、関係課との情報共有を行っておりますが、今後もDVの早期発見及び必要な情報を提供するための連携・協力体制を整備していくことが重要です。

### 【施策の方向】

#### 庁内連絡会議等の活用

- ・保健・教育・福祉等各部門が連携及び情報共有をして、相談に関する支援を円滑に進める。

**〔こども家庭課〕**

## 重点目標 8 庁外機関との連携

### 【現状と課題】

- ・DV防止や被害者からの相談、救済、自立などの一連の支援を、市のみで行うには対応に限界があり、県DVセンターや警察署等、関係機関との連携が必要不可欠です。
- ・現在は、八戸地域DV防止法担当者連絡会議で関係機関相互の情報の共有及び連携を図っています。DV被害者が必要とする支援を的確に行えるよう、今後もさらに連携の強化に努めます。

### 【施策の方向】

#### 関係団体担当者との連携

- ・外国人の被害者、高齢の被害者、障がいのある被害者の支援に向け、関係機関との協力体制に努める。 **(こども家庭課)**
- ・一時保護施設との連携を強化し、迅速に対応する。 **(こども家庭課)**
- ・DVセンターとの連携・協力体制を強化する。 **(こども家庭課)**

#### (4)関係課および関連事務事業一覧

##### 関係課

基本目標 暴力の未然防止のための取組の推進	
重点目標1 DV防止のための意識啓発	(関係課)
市民への正しい理解の普及	こども家庭課
市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課
若年層等への教育、啓発	教育指導課

基本目標 被害者の早期発見及び相談体制の充実	
重点目標2 早期発見のための体制づくり	(関係課)
DV被害者対応にかかるマニュアルを作成・配布	こども家庭課
医療関係者に対する啓発	こども家庭課
地域の支援者に対する啓発	こども家庭課
保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発	こども家庭課 ・ 教育指導課
重点目標3 相談体制の充実	(関係課)
相談者からの多様なニーズへの対応	こども家庭課 ・ 高齢福祉課 ・ 障がい福祉課 市民課 ・ 健康増進課 ・ 国保年金課 学校教育課
相談員の各種研修への参加	こども家庭課
相談体制の強化	こども家庭課

基本目標 被害者の保護・自立に向けての支援の充実	
重点目標4 被害者の安全確保の徹底	(関係課)
被害者の緊急時等の安全確保の徹底	こども家庭課 ・ 高齢福祉課
一時保護施設との連携	こども家庭課
重点目標5 個人情報保護	(関係課)
被害者情報保護の実施	こども家庭課 ・ 市民課 ・ 生活福祉課 国保年金課
重点目標6 自立に向けた支援の実施	(関係課)
就労促進・居住場所の確保	建築住宅課 ・ こども家庭課
各種援護制度に関する支援	生活福祉課 ・ こども家庭課 ・ 市民課
こどもへの支援	こども家庭課 ・ 学校教育課 ・ 教育指導課

基本目標 関係機関の連携と協力	
重点目標7 庁内機関との連携	(関係課)
庁内連絡会議等の活用	こども家庭課
重点目標8 庁外機関との連携	(関係課)
関係団体担当者との連携	こども家庭課

関連事務事業一覧

各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市民への正しい理解の普及	こども家庭課	DV被害防止啓発用リーフレット配布	ポスター掲示 カード・チラシ 窓口設置							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市民への正しい理解の普及	こども家庭課	女性に対する暴力をなくす運動	11/12～11/25の期間中に街頭にてチラシ配布							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課	広報「はちのへ」掲載	相談窓口のお知らせ 4月号・8月号・1月号に掲載							
暴力の未然防止のための取組の推進	1. DV防止のための意識啓発	市のHP、広報を利用したDV防止に関する情報提供や相談窓口の周知	こども家庭課	ホームページ開設	パソコン、携帯電話からの相談も可能							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	DV被害者対応にかかるとマニュアルを作成・配布	こども家庭課	マニュアル作成	DV被害者対応マニュアルを作成する							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発	教育指導課	学校訪問	児童生徒の生活不安を早期に発見できる学校体制づくりのために助言する。							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	2. 早期発見のための体制づくり	保育所、幼稚園、学校関係者に対する啓発	こども家庭課	研修会	・保育所職員へ研修会の開催 ・幼稚園教諭への研修会の開催							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	障がい福祉課	障がい者あんしん相談窓口業務	障がい者の総合的な相談	なし						

関連事務事業一覧

各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な相談・支援等を行う	18,000,000円						
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	高齢福祉課	総合相談事業 (高齢者あんしん相談窓口)	高齢者の一般・困難・虐待の相談に対応	26101000						
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	健康増進課	各種保健事業 (健康相談、家庭訪問等)	心身の健康に関する個別の相談に応じ、不安や悩みが解消され、健康の保持増進ができるように支援する。							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談者からの多様なニーズへの対応	こども家庭課	婦人相談	外国人への対応 ・他課への情報提供 ・他課への付き添い 追跡等危険が伴う場合 ・ワンストップ支援							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談員の各種研修への参加	こども家庭課	研修参加	・婦人相談員業務連絡会議 ・八戸地域DV防止法担当者連絡会 ・母子自立支援員等研修会							
被害者の早期発見及び相談体制の充実	3. 相談体制の充実	相談体制の強化	こども家庭課	婦人相談	パソコン・携帯電話からの相談							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	4. 被害者の安全確保の徹底	被害者の緊急時等の安全確保の徹底	こども家庭課	婦人相談	女性相談所、警察との連携							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	4. 被害者の安全確保の徹底	一時保護施設との連携	こども家庭課	婦人相談	女性相談所との連絡、調整							

関連事務事業一覧

各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	5.個人情報の保護	被害者情報保護の実施	市民課	住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための支援措置	住民基本台帳の一部の閲覧制限、住民票の写し等及び戸籍附票の写しの交付制限を行う。 (ただし、証明書の交付制限については、原則として当市が保有するものについてのみ行う。) 請求・届出時の本人確認方法等の指定。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	5.個人情報の保護	被害者情報保護の実施	市民課	住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護のための情報の共有化	庁内関係課において、被害者等情報を共有化を図り、また被害者の個人情報保護を徹底し、現住所等の漏えいを防止する。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	5.個人情報の保護	被害者情報保護の実施	生活福祉課	生活保護の決定又は実施のために行う扶養能力調査の省略	加害者である配偶者や関係する親族へは直接扶養照会を行わない(厚生労働省社会・援護局長通知による)。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	就労促進・居住場所の確保	建築住宅課	「市営住宅等入居者募集(選考)基準」の改正	優先入居住宅の入居要件にDV被害者世帯を加える	0						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	就労促進・居住場所の確保	こども家庭課	母子生活支援施設 入所	母子生活支援施設 入所	30,000千円						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	各種援護制度に関する支援	生活福祉課	生活保護法による生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障する(生活扶助・住宅扶助・医療扶助など)。	不明						
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	各種援護制度に関する支援	こども家庭課	各種手当	・児童手当 ・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費給付 ・乳幼児等医療費給付							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	学校教育課	こどもの安全な就学の確保	こどもの就学の安全を確保するよう転校の手続きに配慮するなど、適切な対応と支援を実施するよう関係機関と連携を図る。							

関連事務事業一覧

各年4月1日現在

基本目標	重点目標	施策の方向	担当	課題を解決するための具体的な事務事業	内 容	事業費	24	25	26	27	28	29
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	教育指導課	スクールカウンセラー	学校でのカウンセリング機能の充実のために、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者を配置し、心のケアを行う。							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	教育指導課	心の教室相談員	生徒が心にゆとりを持てるような環境をつくるために、悩みを聞いたり、ストレスを和らげたりすることができる相談員を配置し、心の安定を図る。							
被害者の保護・自立に向けての支援の充実	6.自立に向けた支援の実施	こどもへの支援	こども家庭課	子育て支援	・保育所入所 ・母子貸付相談							
関係機関の連携と協力	7.庁内機関との連携	庁内連絡会議等の活用	こども家庭課	八戸市DV被害者支援庁内連絡会議	原則年1回 ただし、必要に応じて随時開催							
関係機関の連携と協力	8.庁外機関との連携	関係団体担当者との連携	こども家庭課	職務関係者業務連絡会議	女性相談所主催 参集者：母子生活支援施設職員 青森市、弘前市、八戸市職員等							

## 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画（概要版）

計画の期間 平成 29 年 3 月まで

## 基本目標 暴力の未然防止のための取組の推進

重点目標 1  
DV 防止のための  
意識啓発

市民への正しい理解の普及  
市のHP、広報を利用したDV防止に関  
する情報提供や相談窓口の周知  
若年層等への教育、啓発

## 基本目標 被害者の早期発見及び相談体制の充実

重点目標 2  
早期発見のため  
の体制づくり

DV 被害者対応にかかるマニュアルを  
作成・配布  
医療関係者に対する啓発  
地域の支援者に対する啓発  
保育所、幼稚園、学校関係者に対する  
啓発

重点目標 3  
相談体制の充実

相談者からの多様なニーズへの対応  
相談員の各種研修への参加  
相談体制の強化

## 基本目標 被害者の保護・自立に向けての支援の充実

重点目標 4  
被害者の安全  
確保の徹底

被害者の緊急時等の安全確保の徹底  
一時保護施設との連携

重点目標 5  
個人情報保護

被害者情報保護の実施

重点目標 6  
自立に向けた  
支援の実施

就労促進・居住場所の確保  
各種援護制度に関する支援  
こどもへの支援

## 基本目標 関係機関の連携と協力

重点目標 7  
庁内機関との連携

庁内連絡会議等の活用

重点目標 8  
庁外機関との連携

関係団体担当者との連携

## DVセンターについて

DVセンターは、DVの被害を受けた方の保護や自立支援を行う上で、中心的役割を果たす機関であり、DV被害者からの相談から自立支援まで一括して行う機能をもつ。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、DVセンターの設置について、市町村は努力義務となっている。

### 1 業務内容

DVセンターの主な業務	
配偶者等からの暴力に関する相談業務	実施
カウンセリングの実施（医学的又は心理的な指導）	未実施
緊急時の安全確保の相談・支援（一時保護は県が決定・実施）	実施
自立に向けた支援サービスの案内（就業支援、住宅確保、援護制度等）	実施
保護命令に関する相談	未実施

### 2 他都市の状況

#### 全国を設置状況

全市町村 1,742団体のうち、36団体(37施設)が設置。 設置率 約 2% （内閣府HPより）

#### 東北の設置状況

盛岡市、郡山市の2市で設置。 いずれも庁舎外の施設で実施。

##### 〔盛岡市〕

設置場所 もりおか女性センター〔#プラザおでって(盛岡市観光文化交流センター)〕  
スタッフ 相談員3名

##### 〔郡山市〕

設置場所 こども家庭センター〔ニコニコこども館#〕  
スタッフ 相談員4名 保育士 1名

### 3 DVセンター実施の場合の効果と課題

#### 〔効果〕

ワンストップ化により、市民サービスの向上につながる。

現行は、裁判関係の支援は、県のDVセンターの相談員に引継いでいる。  
市がDVセンターとなると、同じ相談員による継続支援が受けられ、市民サービスの向上につながる。

#### 〔課題等〕

##### 加害者への対応の検討

加害者からの問い合わせ等が増えることが想定されるので、その対策等を講じる必要がある。

##### 他都市の取組

京都市：加害者の侵入を防ぐため、看板を掲げない。場所は非公表。  
万が一に備え警備員を配置。

##### 相談体制の強化(相談員の増員等)

昨年は、女性相談員2名で、987件の相談を受けており、その内、DVに関する相談は、全体1割強(132件)である。センター開設になると、相談件数の増加や裁判所への同行支援など外勤の増加が想定されるため、相談員の増員など相談体制を強化する必要がある。

##### 女性相談員の相談件数

	DV相談	DV以外の女性相談	母子相談 (就労支援等)	父子相談	計	備考
八戸市	132	490	319	46	987	(相談員2名)
(三八管内) DVセンター (内八戸分)	168 (98)	50			218	(相談員1名)

##### 相談室・公用車の確保、研修の充実

現在の相談室は、別館1階にあり、課から離れた場所にあり孤立した環境にあるため、センター開設にあたっては、相談室の場所について検討する必要があるため、外勤の増加に対しては公用車の確保も必要になる。

また、保護命令をはじめ裁判に関する相談にも対応する必要があるため、専門的な知識の習得など、これまで以上に研修の充実を図る必要がある。

##### 八戸市民で保護命令が発令された件数

平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
2	1	4	4

## DVセンターの職員配置状況

			相談員	職員	保育	社会福祉士	臨床心理士	精神保健福祉士	計
1	北海道	札幌市							
2		札幌市							
3		旭川市	3	0	0	0	0	0	3
4	岩手県	盛岡市	3	0	0	0	0	0	3
5	福島県	郡山市	4	0	1	0	0	0	5
6	茨城県	古河市	5	0	0	3	0	1	9
7	栃木県	宇都宮市	3	0	0	0	0	0	3
8		日光市	3	0	0	0	0	0	3
9	埼玉県	吉川市	1	0	0	0	0	0	1
10		本庄市							
11		朝霞市							
12		川越市							
13		草加市							
14	千葉県	野田市	2	2	0	0	0	0	4
15		市川市							
16	東京都	港区	6	0	0	0	1	0	7
17		板橋区							
18	神奈川県	横浜市							
19	石川県	金沢市							
20	愛知県	名古屋市							
21	京都府	京都市	5	0	0	0	0	0	5
22	大阪府	吹田市							
23		大阪市							
24	兵庫県	神戸市	3	0	0	0	0	0	3
25		伊丹市	3	0	0	0	0	0	3
26		宝塚市							
27		芦屋市							
28	岡山県	岡山市	0	0	0	0	1	0	1
29		倉敷市	3	0	0	0	0	0	3
30	広島県	広島市	3	0	0	0	0	0	3
31	山口県	宇部市	1	0	0	0	0	0	1
32	徳島県	鳴門市	2	0	0	0	0	1	3
33	福岡県	北九州市							
34		福岡市							
35	長崎県	長崎市							
36		南島原市							
37	鹿児島県	知名町							
計			50	2	1	3	2	2	60

1団体あたり 3.53

**平成 24 年度 八戸市虐待等防止対策会議 開催スケジュール**

4 月	第 1 回	対策会議	D V 防止計画案検討、その他案件検討
5 月	第 2 回	対策会議	D V 防止計画案検討、その他案件検討
8 月	第 3 回	対策会議	D V 防止計画策定、その他案件検討
12 月	第 4 回	対策会議	案件未定

**【検討案件の例】**

- ・ 各課のケース会議からの依頼案件
- ・ 「関係機関のための虐待等防止・早期対応連携マニュアル」の見直し